

地下鉄7号線中間駅まちづくり方針有識者会議運営要領

1 趣旨

この要領は、地下鉄7号線中間駅まちづくり方針有識者会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

2 会議の公開

会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）第7条各号に該当する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

3 会議の傍聴

- (1) 会議は、座長の許可を得た者が傍聴することができる。
- (2) 座長は、会議の秩序を保持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。
- (3) 座長は、会議の秩序を保持するため必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。
- (4) 前3項に定めるもののほか、傍聴に関する要領は別に定める。

4 その他

この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は令和4年7月1日から施行し、令和5年3月31日に効力を失う。